

(別紙) 諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和5年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

処分庁糸島市長が審査請求人に対して行った糸島市国民健康保険税条例（平成22年糸島市条例第103号。以下「条例」という。）に基づく令和4年度国民健康保険税減免非該当決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

市民の事業活動や生活における多様な実情を把握しないままに、収入見込額等の一律の基準で国民健康保険税の減免を認めないことに不服があり、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分には違法又は不当な点は認められず、本件処分に係る審査請求には理由がないと判断するため棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### (1) 本件処分の違法性について

① 審理員において、審査請求人並びに処分庁から提出された書類及び口頭意見陳述での聞き取りにより、本件処分の決定までの過程の確認を行い、次のとおり判断した。

ア 本件処分に係る減免申請書の記載内容に疑問がないこと。

イ 本件処分は、減免要綱により該当、非該当が判断されるものであるが、審査請求人の令和3年の事業収入等の額に対する令和4年中の収入見込額の減少額が、

減免要綱に定める基準を下回っており、非該当との決定がされたことに疑問がないこと。

ウ 減免要綱は、新型コロナウイルス感染症による経済停滞と市民生活の混乱に際し、急激な影響を受け困窮した納税義務者に対し減免を行うために整備されたものであり、その急激な影響の大きさにより減免割合が決定されることになっている。これは、公平性の観点から条例第 29 条第 1 項第 4 号に規定する「特別の事由があるもの」について要件を定めるとともに、同号を適用する場合の減免割合について一律の基準を定めたもので、その内容は国民健康保険税を減免することができる規定された地方税法第 717 条に違反するものではないこと。

- ② 審査請求人は、処分庁が本件処分の決定をするに当たっては、申請書に書ききれないような経済的に苦しい実情や心情を訴える機会を与え、それを踏まえて令和 4 年度の国民健康保険税を 0 円とすべきであったが、それをしなかったと主張する。しかし、減免要綱では、市民の経済的に苦しい実情を、可能な限り公平かつ客観的な情報により減免判断に反映させるため、世帯全員の保険税額、事業収入等に関する前年の所得額等の情報により減免割合を判断することとしているものである。これに加えて、心情を訴える機会の付与や、その内容を減免判断に反映させることは、公平性の観点から現実性、妥当性はないと考える。
- ③ 審査請求人は、国民健康保険税の課税の仕組みが前年の収入を基に税額が決まることや、経済情勢を税額に反映させていない等、市民の事業活動や生活における多様な実情を反映しておらず、制度の趣旨と矛盾していると主張する。しかし、国民健康保険税の税額は前年の収入を基に決定すること等の税額の計算手法は、地方税法第 703 条の 4 第 6 項で規定されており、制度の趣旨と課税の仕組みは矛盾しないと考える。

以上のことから、本件処分に違法性はないものと判断する。

## (2) 本件処分の不当性について

- ① 本件処分に係る、処分庁から審査請求人への説明、窓口対応、事務処理等の手続の中で不当な扱いがあったかについては、口頭意見陳情の際、審査請求人に確認し、そのように感じることはなかったとの回答があった。
- ② 審査請求人は、審査請求書及び反論書の中で、農業経営の不安定さや収入の少なさ、行政からの支援のなさ等の自身の事業と生活の困窮を訴えている。そのため、処分庁は条例第 29 条第 1 項第 4 号以外の減免事由の該当性の検討又は別の負担軽減制度等の案内をすべきであったかということについて、審理員において確認を行った。しかし、同項第 1 号から第 3 号までの該当性はないものと考えられ、また、同項の減免以外の別の負担軽減制度等については、すでに条例第 25 条に基づく軽減措置が適用されたうえで令和 4 年度の税額が決定されており、これ以上の負担軽減制度等を適用することはできない状態であったことが確認された。

以上のことから、本件処分又は関係する手続に不当性はないと判断する。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年4月7日付けで審査庁である糸島市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年5月12日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

当審査会は、当審査会に提出された本件処分の関係資料並びに当審査会の調査にかかる資料を精査したが、審理員の本件処分に関する事実認定及び判断が不合理であるとの疑いを生じさせる事情は見当たらなかった。

したがって、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は「第1審査会の結論」に記載のとおり判断する。

糸島市行政不服審査会

会長 山下 義昭

委員 服部 博之

委員 山北 敬子